

1. はじめに

安定成長時代における租税収入の伸び悩みと福祉関係等の行政需要の多様化によって、地方公共団体の財政の悪化が著しい。このため、茨考諸活動が公共的性格を強く有するが故に、地方公共団体の普通会計に多く依存している茨考管理者(大部分が地方公共団体)の財政問題が顕在化するようになった。具体的には、①茨考整備に要する費用を誰が、どの割合で負担すべきか、②茨考使用料等、適正料率ほどの水準か、③提案されている茨考計画は財政的観点からみて望ましいのかどうか、等の諸問題が問われている。

本研究では、①に従来からの茨考管理者財政の捉え方によって、その現状を解析する。②に地方公共団体の普通会計と連結した新しい管理者財政の捉え方を提案し、これを経年変化を追跡するシミュレーションモデルによることによって、上記の具体的な財政問題は導き出すことができることを示す。

2. 茨考法による財務原則

茨考法はその29条において、茨考管理者の財務原則を「...その業務を行うために要する経費(茨考工事に要する経費は除く。)は、その管理する茨考施設等の使用料及び賃貸料...その他茨考の管理運営に伴う収入を充て、まかなわなければならない。」と述べている。これは、茨考経営の自主性と効率性を確保するために、經常収支に関する独立採算制を規定したものである。

表-1は、特定重要茨考17考中、資料が入年ごとの14考(東京、川崎、横浜、名古屋、大阪、神戸、下関、北九州、室蘭、千葉、清水、四日市、堺泉北、姫路の各考)について、単純平均による28年度の管理者財政の平均像を求めたものである。茨考法の財務原則は、この表に於ける茨考使用料等による収入の合計(A)によって、費用中の経営関係管理費(B)をまかなうべきことを規定している。(B)には、人件費、庁費、施設維持補修費、施設運営費等が含まれている。(A)-(B)をみると、各茨考当り平均769百万円の赤字となっている。

3. 独立採算制による財政システム

次に、茨考管理者を地方公共団体の普通会計から独立

表-1 財政収支 単位:百万円

		A/A	
-収入-			
入考料(A ₁)	11	0.01	
けい留施設(A ₂)	263	0.15	
荷上げ施設(A ₃)	628	0.36	
保管施設(A ₄)	111	0.06	
臨考交通施設(A ₅)	44	0.03	
引筋・網取(A ₆)	120	0.07	
船舶格水(A ₇)	38	0.02	
土地建物等(A ₈)	319	0.18	
雇用料等(A ₉)	51	0.03	
その他(A ₁₀)	144	0.08	
収入計(A)	1,729	1.00	
-費用-			
経営関係管理費(B ₁)	960	0.46	B/B
公債利子(B ₂)	605	0.29	
減価償却費(B ₃)	529	0.25	
費用計(B)	2,094	1.00	
(A)-(B)	769		
(A)-(B)	-365		
取扱い貨物量(千トン)	74,731		

した財政主体として捉え、茨考の管理運営を独立採算制で考えこみさう。表-1は、官庁会計方式による管理者財政を、企業会計方式による損益計算書の様式に書き直している。ここぞ減価償却費は、「減価償却資産の耐用年数等に関する符号」による耐用年数と、残存率10%の定額法に基づき、施設整備費のうちの管理者負担分について計算した。ちなみに、現在の国庫補助率のまま国庫支出金が支払われることを前提とした独立採算制である。(A)-(B)をみると365百万円の赤字となっており、この額が普通会計の負担に付していることになる。

4. 普通会計と連結した財政システム

以上2つの茨考管理者財政の捉え方は、地方自治体財政に関係する茨考の経済的波及効果の一部しかみておらず、茨考計画の評価に適するとは言いえない。

茨考は地域開発の核として整備しおこなうことが多い。地域開発は、地域経済の発展による税収の増加を、福祉関係や生活環境の改善等に振り回けるという地方財政の所得再配分効果が期待されていると考えられる。したがって、茨考計画の財政的評価もまた、地方公共団体の財政にとって、どれだけの負担と増収に当たるかという観点からなされるべきである。

表-2は、このような観点を明確に把握するための財政システムを資金運用表の様式で示したものである。

都道府県が管理者である場合には、この財政システムは、管理者の財政と都道府県の普通会計、及び考考所在市町村の財政の3つに区分される。管理者財政からは年度毎に普通会計に依存する金額が明らかになる。都道府県の普通会計では、管理者財政への繰入れ、地方交付税、事業税及び都道府県税という考考が存在し機能することに関連する収収を比較することによって、普通会計への考考の負担あるいは増収の程度が示される。同様に、考考所在市町村の財政においても、考考の存在、機能による必然的な支払（市町村支出金、管理費）と受入（地方交付税、市町村税、固定資産税等）の差額によって、その負担あるいは貢献の程度が算出される。

5 試算事例

表-2の財政システムには、ある考考について48年度の試算事例が記入されている。これを見ると、管理者は支払の約40%、1,879百万円を普通会計に依存している。普通会計では、1,879百万円の支払に対して考考関連の受入は983百万円であり、県の普通会計は管理者財政に対し896百万円を負担していることとなる。しかし、この財政システムの損益計算(表-3)を見ると、収入と費用の差額566百万円の利益をたもたしている。つまり、過去における建設投資という県の財政負担が、当年度に日いてこれだけの額の増収をもたらしたことになる。

一方、考考所在市の財政では支払よりも受入が1,067百万円多くなっている。(3)の表は資金運用表の様式となっているが、考考所在市町村では資産形成のための支払がないから、損益計算書としてみることもできる。したがって、過去の県財政の負担によって、当年度の市財政に1,067百万円の増収が生じたということができる。

6 財政システムのシミュレーションモデル化

この財政システムを単年度のみでみるだけでは、整備費用を負担する時点と、その効果が収収に表われる時点とが異なるため、考考計画を評価することはできない。考考計画を評価できるようにするためには、このシステムを年次変化を追跡できるシミュレーションモデル化することが必要である。これによって、提案されている考考計画がどの程度の財政負担となり、かつこれだけの増収を料率に日いて地方公共団体にたたらすかが推定される。また、負担額と増収額を社会的割引率と現在価値に直すことによって、計画規模や事業スケジュール等の代替案を

表-2 財政システム(資金運用表) 単位:百万円

(1) 考考管理者(都道府県の場合)の財政

-受入-		-支払-	
(A考の例)		(A考の例)	
考考収入	697	管理費(経営建設)	449
国庫支出金	755	施設整備費	3,306
市町村負担金	424	公債償還費	972
受益者負担金	-	普通会計への繰入	-
公債	972		
普通会計からの繰入	1,879		
計	4,727	計	

(2) 地方公共団体(都道府県の場合)の普通会計(考考関連)

-受入-		-支払-	
(A考の例)		(A考の例)	
地方交付税	41	管理者財政への繰入	1,879
事業税	727	計	1,879
都道府県税	215		
管理者財政からの繰入	-		
計	983		

(受入)-(支払)=-896

(3) 考考所在市町村財政(考考関連)

-受入-		-支払-	
(A考の例)		(A考の例)	
地方交付税	17	市町村支出金	496
特別トシ課与税	161	管理費	6
市町村税	1,117	計	502
固定資産税	260		
その他(船舶橋料)	14		
計	1,569		

(受入)-(支払)=1,067

表-3 財政システム(損益計算書) 単位:百万円

-収入-		-費用-	
(A考の例)		(A考の例)	
考考収入	697	管理費(経営関係)	383
地方交付税	41	公債利息	348
事業税	727	減価償却費(管理費)	383
県民税	215	計	1,114
計	1,680		

(収入)-(費用)=566

比較評価することが可能となる。更に、整備費用の負担割合や考考使用料等の料率を変化させてシミュレートすることによって、これらの適正な割合や料率の検討に資することができる。

モデル化には、考考収入や管理費の時系列の推定、収収対象の事業所の範囲の決定、及びそこから収収の時系列の予測といった方法上の困難さが幾つかあるが、規模や性格の異なる考考と実施調査を積み重ね、今後解決すべき研究課題としたい。